

安全・安心ネットワーク通信



令和2年度 No.2
埼玉県
県民生活部
防犯・交通安全課
TEL : 048-830-2945
e-mail : a2950-08@pref.saitama.lg.jp

今回は、DVやストーカーについての内容となります。
一人で悩まず、警察や各相談センター等をはじめ、信頼できる人に、まずは**相談してください**。

DV（ドメスティック・バイオレンス）について

配偶者（元配偶者を含む。男女問わず）や恋人など親密な間柄でふるわれる暴力のことです。暴力は身体的なものだけでなく、精神的な圧迫（大声でどなる、物を壊す）や性的な暴力も含みます。

警察では、暴力による被害の発生を防ぐための措置として、事案に応じて、被害者の保護や相手への指導・警告・検挙を行い、相談センター等では、専門相談員による直接相談や法律相談、カウンセリングの支援等を行っております。

【相談できるところ】 ※緊急の場合は110通報！！

- けいさつ総合相談センター（#9110）又は各警察署の生活安全課
- 埼玉県婦人相談センター
048-863-6060（月～土 9:30～20:30、日・祝 9:30～17:00）
- 埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）
048-600-3800（月～土 10:00～20:30）
※祝日、年末年始、第3木曜除く
- 埼玉県福祉事務所 4機関（東部中央、西部、北部、秩父）
月～金 9:00～16:00



ストーカーについて

ストーカーとは、つきまとうなどして不安を与え、生活の安全と平穀を害するとともに、被害者の生命、身体、自由、名誉に対して危害を与える危険性の高い行為を行う者です。

「ストーカー規制法」では、恋愛・好意の感情や、それが満たされなかったことに対する怨恨の感情を満たす目的で、

- 相手やその家族などに対するつきまといや待ち伏せ
- 見張り
- 面会等義務のないことを要求
- 無言電話や連続で電話・メールをすること

を規制しています。

警察では事案に応じて、アドバイスや防犯機器の貸与、相手への警告、事件化をしています。

【相談できるところ】 ※緊急の場合は110通報！！

- けいさつ総合相談センター（#9110）又は各警察署の生活安全課

～ 一人で悩まず、相談してください ～